

モンゴル法整備支援活動を終えて

元JICA（国際協力機構）モンゴル法整備支援専門家

愛知県弁護士会会員 田邊 正紀 Tanabe, Masanori

2006年6月5日をもってJICAモンゴル法整備支援専門家としての任期を終了し帰国しましたので、2年3カ月にわたる活動の内容を簡単にご紹介したいと思います。

現地での活動は、私の中では3つの段階に分けられます。最初の段階は、当初の計画がすべて崩れ、現地での政権交代等もあり、全く仕事が予定通り進まなかった2004年3月の赴任当初から2004年末くらいまでの段階で、当時のことは思い出したくありません。

次の段階は、活動が軌道に乗り始めた段階で、赴任後1年がたとうかという2005年に入った頃からです。私が当時行っていたのは、判例集の出版、判例利用方法に関する大学での講義、立法能力向上のためのトレーニングなどですが、この中で特筆すべきはやはり判例集の出版だと思います。モンゴルは、旧社会主義国の例に漏れず、それまで一切判例集は出版されたことはありませんでした。JICAは市場経済化を法整備支援の目標としていましたので、民事判例集の出版を手がけることにしたのですが、最高裁判所の説得に半年以上の時間を費やしました。話し合いの最中には、最高裁判所から「JICAが他の機関と協力して勝手に判例集を出版したら訴える」とまで言われましたが、最終的には、政府を通じた政治的圧力と、掲載判決の選択権を最高裁判所に与えるという技術的な側面の双方がうまく作用して出版にこぎつけました。モンゴルでは、JICAが民事判例集の出版支援に成功したことを契機に、世界銀行が行政事件判例集の出版支援を行い、USAID（アメリカの支援機関）が刑事事件判例集の出版支援を行っています。情報公開という発展途上国では最も困難な分野のひとつに風穴をあけることができた点や他の支援機関とうまく協調できた点で私のひとつの自慢です。

最終段階は、2006年に入ってから弁護士会支援です。きっかけは日弁連に受け入れ先となってもらい、2005年2月にモンゴル法務内務省副大臣（当時）と弁護士会長らを伴って、日本の弁護士制度、特に調停制度を中心とした視察を行ったことです。これによりモンゴル法務内務省と同弁護士会に、日本の弁護士会や弁護士会が主催する各種センターに対して、並々ならぬ

興味を持ってもらうことができました。しかし、JICAは、弁護士会支援に対してはなかなか腰が重く、2005年7月の日弁連調査団の献身的なアピール活動などを経て、2006年2月頃にやっと2年間にわたる弁護士会支援プロジェクトが採択されることが決まりました。採択されることが決まった段階で居ても立ってもいられず、弁護士法改正、弁護士リストの作成公表、弁護士会内情報誌の創刊、法律相談調停センターの設立とどんどん先手を打って活動を開始しました。弁護士法改正は、許可権及び懲戒権の法務内務省から弁護士会への移管や無資格法曹の法廷活動の制限など弁護士自治にとって重要な内容を含むものですし、弁護士リストや会内情報誌については日本では当たり前のものですが、モンゴルでは数年前までその必要性や重要性すら認識されていませんでした。しかし、何と言っても特筆すべきは、法律相談調停センターです。これまでモンゴル弁護士会には、会長室と会議室（現在、図書館へ改装終了）があるだけであったものが、市民がいつでもアクセスできるサービス活動の拠点を弁護士会として保有し、多くの弁護士が関与して市民向けサービスを行っていくということは、今後のモンゴル弁護士会の発展と市民からの信頼獲得にはなくてはならないものです。もちろん、今後このセンターで活動する弁護士をはじめ全弁護士の研修による能力の底上げもプロジェクトの大きな目標です。

以上のような2年3カ月の活動を終えての率直な感想としては、未知の分野での活動は非常に新鮮で創る喜びに満ちていましたし、個人的には国際協力の酸いも甘いも経験させてもらった気がします。私の活動が、モンゴルにとってどれくらいのインパクトがあったかは分かりませんが、少なくとも更なる法制度改革に向けたきっかけを作ることに貢献できたのではないかと考えています。私のモンゴルでの任期は終了しましたが、モンゴルの法制度改革はまだまだ道半ばですし、JICAの法整備支援に至っては始まったばかりです。2006年9月からは、私の後任として第一東京弁護士会の飯塚美葉弁護士が現地に赴任します。今後ともモンゴル法整備支援を温かく見守っていただき、時にはご協力をよろしくお願いします。